

鹿角市告示第66号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約業務について契約締結を行ったので、鹿角市財務規則（平成11年鹿角市規則第12号）第114条の2第2項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約締結の公表）

(1) 契約に係る役務の 名称、数量等	役務名称：花輪地区商店街通行量調査業務委託 委託内容：4地点での通行量調査 （委託期間内に3日間実施） 委託期間：令和3年5月28日 から 令和3年7月31日 まで
(2) 契約の相手方の氏 名又は名称	公益社団法人 鹿角地域シルバー人材センター 理事長 松岡 昇
(3) 契約を締結した日	令和3年5月10日
(4) 契約金額	243,000円
(5) 契約の相手方とし た理由	該当するシルバー人材センターに見積書の提出を求め、予算の範囲内であるか確認のうえ契約した。

令和3年5月19日

鹿角市長 児 玉 一